

高齢者の虐待防止と 身体拘束について

島原市地域包括支援センター
主任介護支援専門員 辻 敏子

「ぼっち」のアリは短命

集団アリ
エサを仲間に分配

1匹アリ
エサを巻き散らす

10匹のアリの集団では
寿命が半減するまで
67日間

1匹のアリでは
寿命が半減するまで
7日間

- 全国の孤立死者：2万人強
(死後8日経つまで発見されなかつた人)
- 単身高齢者の4割が孤独死の不安がある
- 会話が「週に1回以内」も少なくない
『孤独に苦しむのは人間の性』

本日の内容

- 1.虐待防止は養護者支援
- 2.どこからが虐待？何が身体拘束？
- 3.事例を通して考える
- 4.まとめ

高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

☆高齢者：65歳以上の者

(平成18年4月1日施行)

☆高齢者虐待とは、

①養護者による高齢者虐待

「65歳以上の者を現に養護する者」

養介護施設従事者等以外の者

現に高齢者を世話をしている家族、親族、同居人等

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設」

1 老人福祉法による規定

- 老人福祉施設

- 有料老人ホーム

2 介護保険法による規定

- 介護老人福祉施設

- 介護老人保健施設

- 介護療養型医療施設

- 地域密着型老人福祉施設

- 地域包括支援センター

「養介護事業」

1 老人福祉法による

- 老人居宅生活支援事業

2 介護保険法による規定

- 居宅サービス事業

- 地域密着型サービス事業

- 居宅介護支援事業

- 介護予防サービス事業

- 地域密着型介護予防サービス事業

- 介護予防支援事業

高齢者虐待の区分

区分	定義・説明
身体的 虐待	<p>暴力的な行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理に食事を口に入れる、やけど、打撲させる。ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして身体拘束、抑制をする。 等
心理的 虐待	<p>脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱をこめて、子供のように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 等

区分	定義・説明
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを要求する。 等
経済的 虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない/使わせない。 ・本人の自宅などを本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等

区分	定義・説明
介護・世話の放棄・放任	<p><u>意図的であるか、結果的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</u></p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪やひげが伸び放題たり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 等



セルフネグレクト＝自己放任（自身の世話の放棄・放任）
認知症等により介護・医療サービスの利用を拒否、社会から孤立し生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態

本日の内容

1.虐待防止は養護者支援

2.どこからが虐待？何が身体拘束？

3.事例を通して考える

4.まとめ



虐待を見かけたら
通報してください！！

どこからが虐待？
何をしてくれるので？
通報したってわかつたら・・・？

虐待なんて言うのはかわいそう！！
まだ、なんとかできるかも。
もう少し様子を見てからにしよう。

高齢者虐待発見の困難性

高齢者虐待はわかりにくい……

<困難な理由>

- ・外出機会少ない
 - ・当時者の自覚がない
 - ・高齢者が養護者に遠慮している
 - ・世間体を気にして外部への
相談に躊躇する
- など

発見されたときには重度化している危険性高い
⇒早期発見、早期予防

高齢者虐待発見の困難性

高齢者虐待はわかりにくい……

<困難な理由>

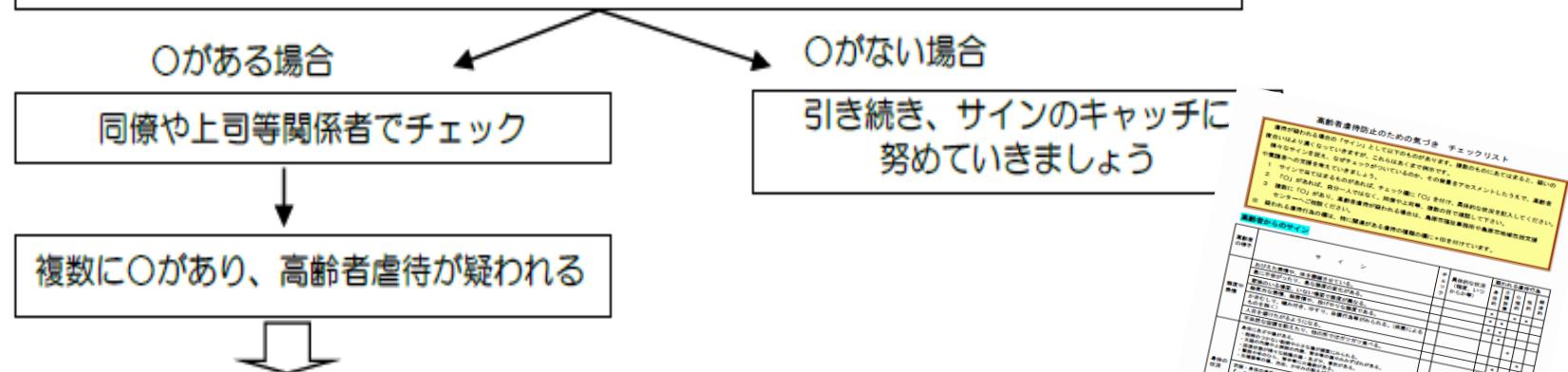
- ・外出機会少ない
 - ・当時者の自覚がない
 - ・高齢者が養護者に遠慮している
 - ・世間体を気にして外部への
相談に躊躇する
- など

発見されたときには重度化している危険性高い
⇒早期発見、早期予防

高齢者虐待のサイン

高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者本人や介護者、あるいはその周囲・生活環境に通常の状態とは異なる何らかのサイン（兆候）が必ず見られるはずです。サインに気づいたときは自分で抱え込まず、まずは自分が所属する機関の上司などに相談しましょう。

「おやっ?」と思うサインがあった場合は、「**高齢者虐待防止のための気づき チェックリスト**」でチェックしてみましょう。



島原市福祉事務所又は島原市地域包括支援センターへご相談ください。
高齢者虐待の程度（緊急度）を判断し、事実確認（必要な場合は立入調査）
や支援を行います。

高齢者虐待防止のための気づき チェックリスト

高齢者、養護者、地域からのSOSに目を向ける視点をもつ



- まず現状を確認し、問題を先送りしない。
● 正確に記録する。
　　日時、どこで、誰が、誰に対して、どのようなことをしたか。
● チームで関わる。1人で抱え込まない。上司や同僚に相談する
● 緊急事態の場合は、躊躇なく通報する。
● 緊急事態を通報しない
　　→ 取り返しのつかない事態が発生
　　→ 関与していた専門職の法的責任が問われる。

チェックリストに1つでも該当するときは
相談機関へご連絡ください！

虐待通報を受けたら

～虐待対応のフローチャート～



福祉事務所

包括支援センター

① 相談・通報・届出の受付

② 相談の内容の共有と事実確認を行うための協議
(必要な情報収集項目の確認、事実確認の方法と役割分担)

③ 虐待の有無の判断
緊急性の判断

④ 対応方針に沿った対応の決定・実施
⑤ 対応の実施状況及び虐待が解消したかどうかの確認
⑥ 虐待対応として終結

その他の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント
支援業務を行います

虐待を見かけたら 通報してください！！

どこからが虐待？
何をしてくれれるの？
通報したってわかつたら・・・？

虐待なんて言うのはかわいそう！！
まだ、なんとかできるかも。
もう少し様子を見てからにしよう。



虐待を見かけたら
通報

- ・虐待…aduse
「不適切な取扱い」

・養護者を責めるためのものではなく、ひどい虐待の事態を防止するための公的支援を始めるための言葉

もしくは「虐待」といっしょ。

身体拘束についての判例

80歳のA入院患者 対 B病院

- 平成15年10月7日入院。
- 10月22日～せん妄状態。車いすを押して歩いて転倒。
 - 11月15日夜 当直は看護師3人。当直医もいた。頻繁にナースコール。何度も車いすを足でこいで詰所に。大声で「看護師さんオムツ見て」。
 - 11月16日午前1時 ミトンを使用。両手をベッドの柵にくくりつけた。午前3時に入眠したので外した。

最高裁の判断は以下の3つを満たしているとして転倒により最大な傷害を負う危険を避けるためやむを得ず行った行為と違法ではないとした

①**切迫性**⇒骨折する危険性は極めて高かった。

他病院でも4か月前に骨折。

②**非代替性**⇒汚れていなくてもオムツを交換する

など落ち着かせようと努めた。

Aは腎不全で強い向精神薬服用は危険

。

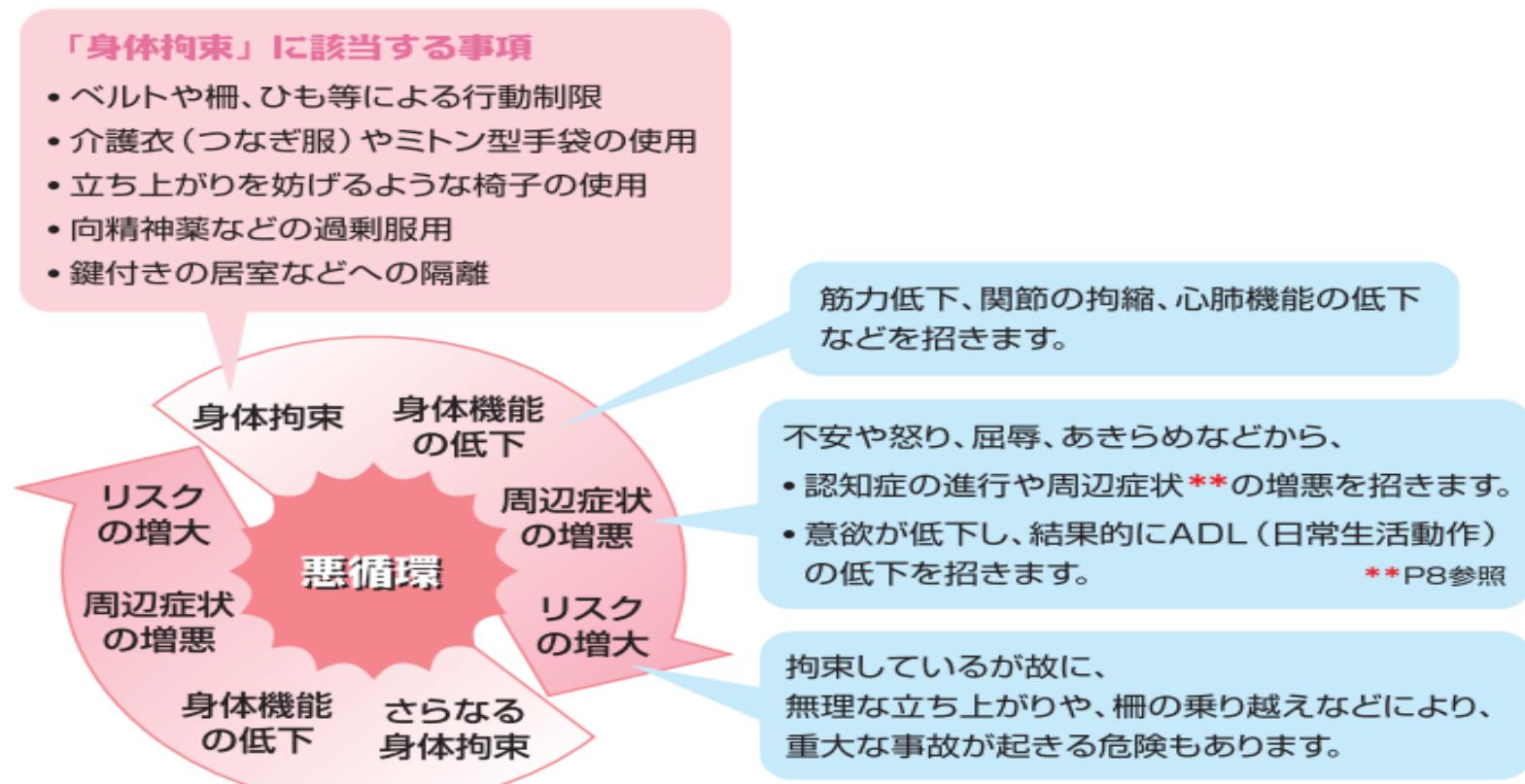
他に方法はなかった。

③**一時性**⇒2時間

一審（地裁）は違法ではないとしたが、控訴審（高裁）は、切迫性、非代替性がなく（3人の看護師のうち1人がつくことができなかつたのか）医師が関与していないことを違反とし、慰謝料等の賠償を命じた。

高齢者虐待と身体拘束の関係

- ◆拘束は拘束を生む悪循環に陥る。
- ◆「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、身体的虐待に該当
- ◆「緊急やむを得ない場合」とは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てを満たす場合で、適正手続きも求められる。



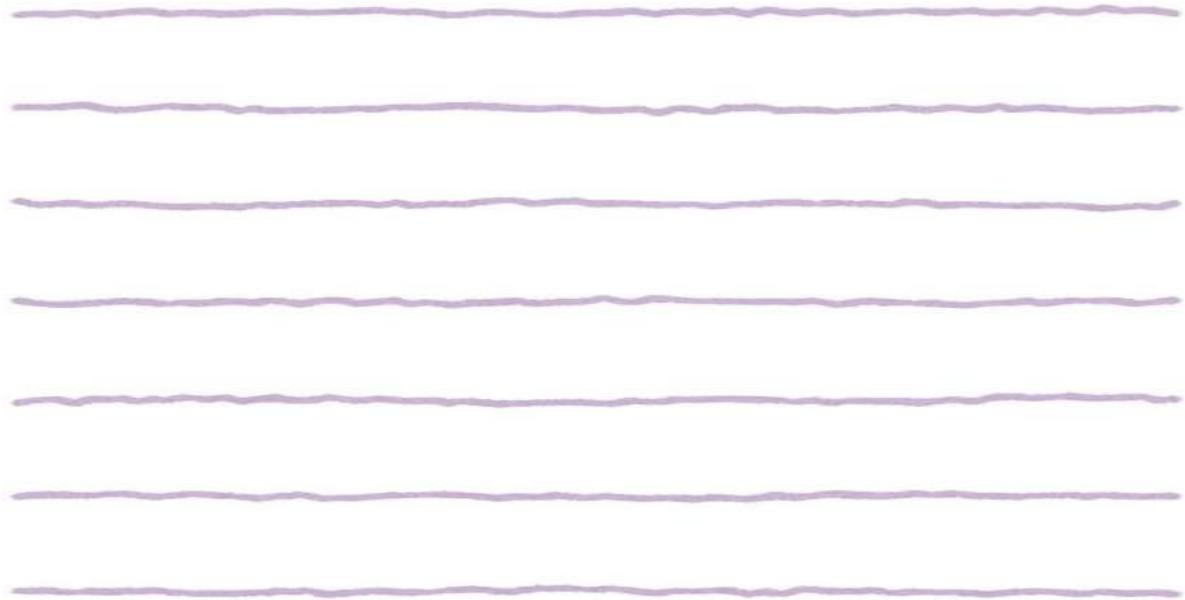
*緊急やむを得ない場合を除きます。

本日の内容

- 1.虐待防止は養護者支援
- 2.どこからが虐待？何が身体拘束？
- 3.事例を通して考える
- 4.まとめ

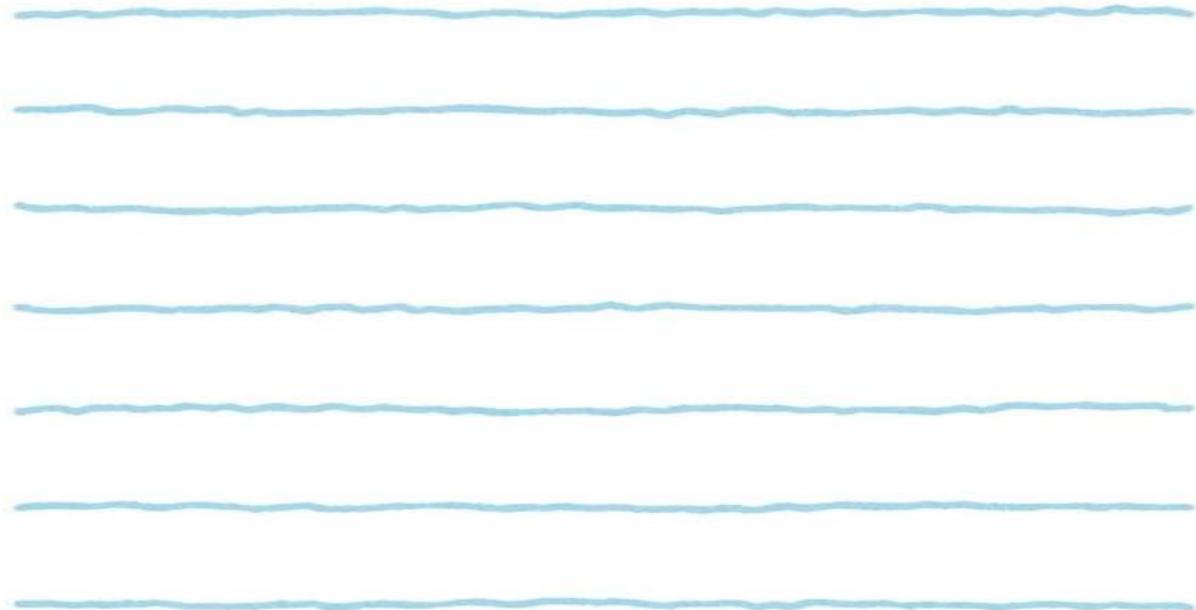
学びを、理解しよう

1

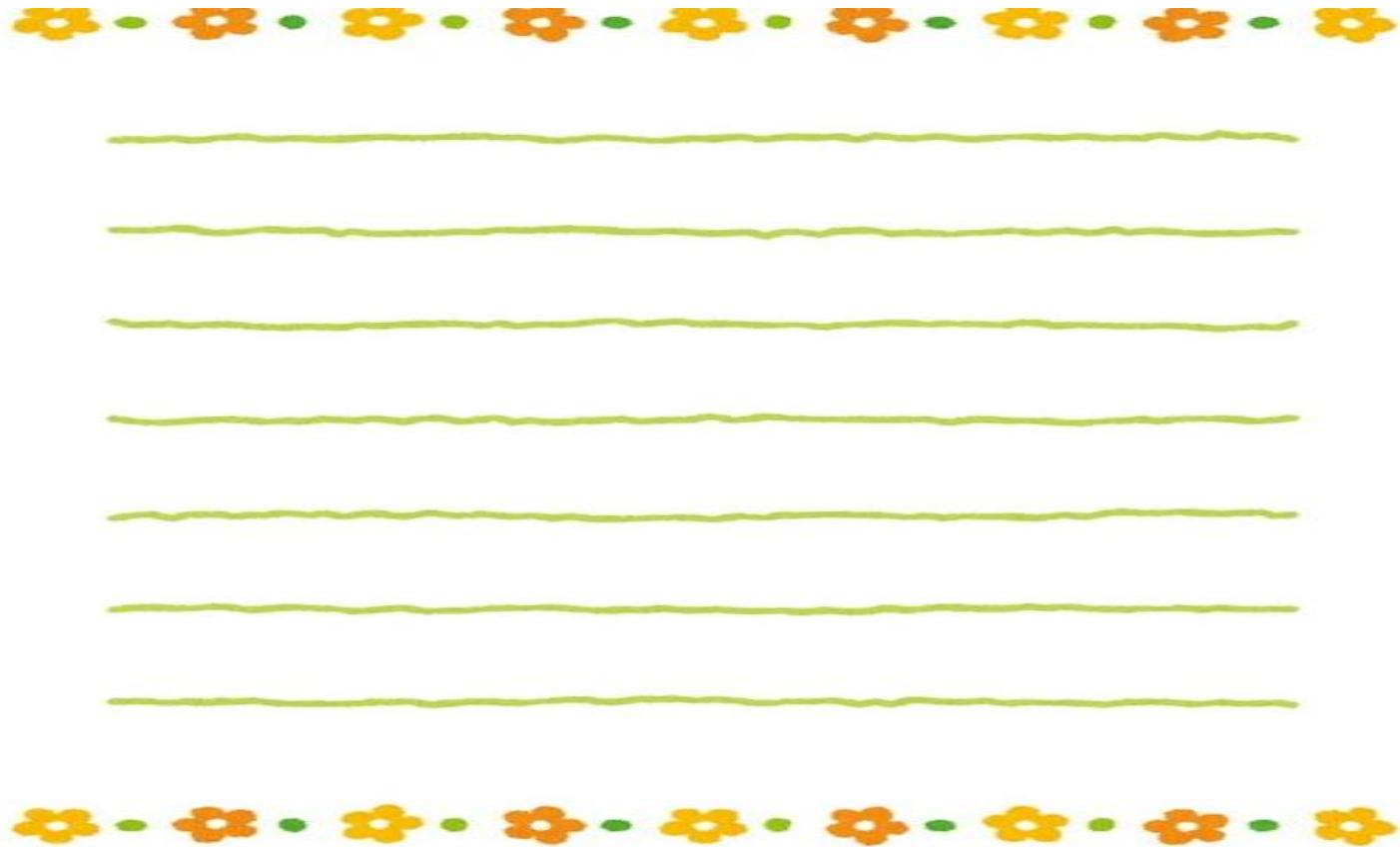


学びを、理解しよう

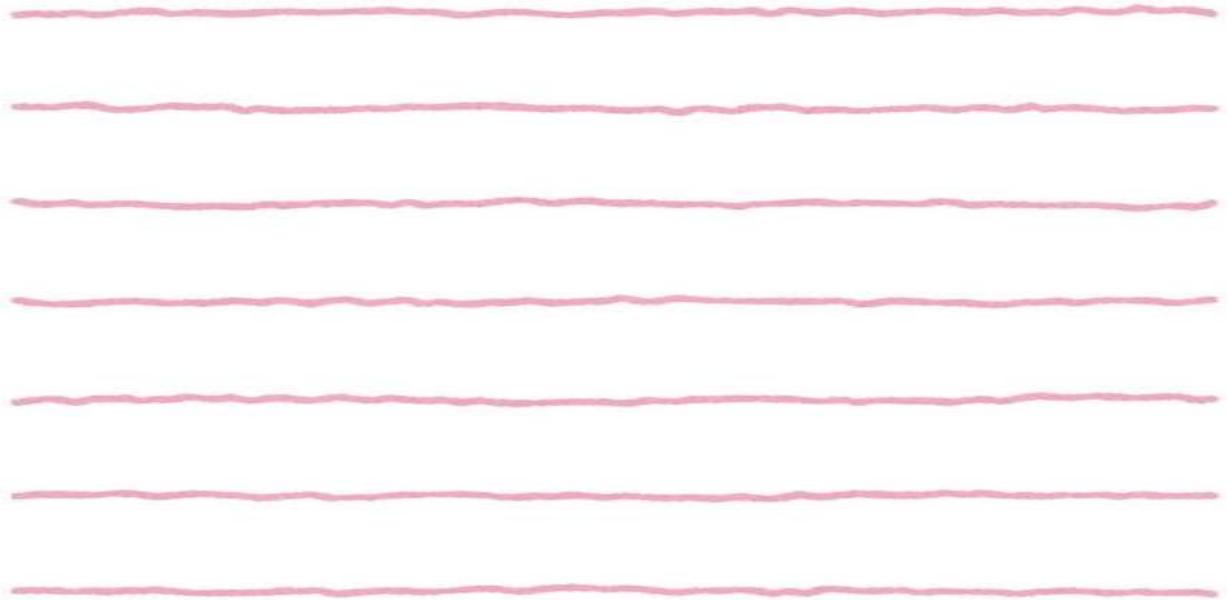
2



学びを、理解しよう ③



事例その後



今日の内容

1. 虐待防止は養護者支援
2. どこからが虐待？・何が身体拘束？
3. 事例を通して考える
4. まとめ

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	「四分以外の人で」該当する人がいる
7	利用者に悪意・悪向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した間わり（墨書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがどうにくくなっていますか？	とりにくい	良好	「四分以外の人で」該当する人がいる
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずにそのままにしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていませんか？	している	していない	「四分以外の人で」該当する人がいる

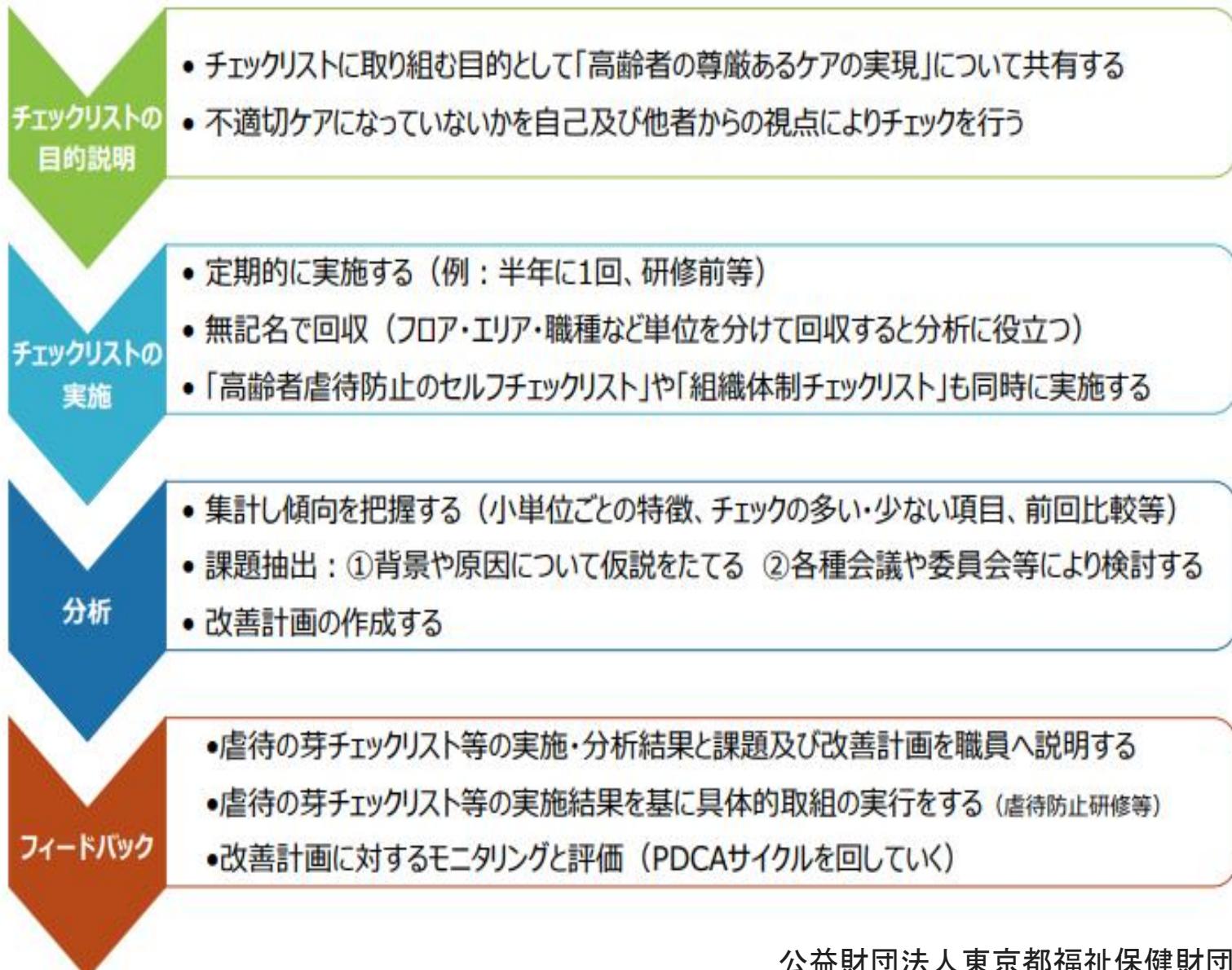
（公財）東京介護福祉振興財團 高齢者虐待防止センター作成

※無記名で定期的に実施・回収（半数回）し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設福祉部会 生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員

スペシャリスト養成研修会Cグループ 作成『虐待の芽チェックリスト』
社会福祉法人 恵心会 介護老人福祉施設 いすみえん 作成『虐待の芽チェックリスト』

虐待の芽チェックリスト活用例



虐待予防セルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。

下記のチェック項目にしたがって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合って、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有效です。詳しくは、次のページの「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目 (虐待につながりやすい心理状況)	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理状況になる(なった)と思いますか?	そのような状態・状況の時、どう対応していますか? (どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわからなくなることがある	ある ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思えない時がある	ある ない		
3	利用者に対して丁寧に聞われない時がある	ある ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応できない事がある	ある ない		
5	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と思い、苛立ちを感じる事がある	ある ない		
6	利用者に「どうして早くできないの?」と聞いていたくなる時がある	ある ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛立ちを感じる事がある	ある ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」時に、大声で言い返したくなる事がある	ある ない		
9	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、ついやり返したくなる時がある	ある ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応するのが嫌になることがある	ある ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事や動作を待てないと感じる事がある	ある ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふりをして反応したくないと感じる事がある	ある ない		

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図

「緊急やむを得ない」場合以外の
身体拘束

顕在化した虐待

明確に分けられなくても
改善必要な不適切ケア
であることは同じ

グレーゾーン

不適切なケア

- 早期発見
- 早期対応

適切な(快適)ケア (しなければならないこと)

虐待や不適切なケアを防ぐために

● ケアの内容や考え方を見直す

- ・ 利用者の心理を推測する
- ・ “非” 利用者本位になっていないか

● ケアを行う体制を改善する

- ・ 職員個人だけの問題にしない
- ・ 職員間の情報共有・意見交換の方法を確立する

● 組織的な対応のあり方を考える

- ・ すばやく対応できる体制をつくる
- ・ 家族や担当ケアマネとの報・連・相にてケアの共有を図る

このケアは○○さんにとって
「快」なのか？と考えることが大事